

令和6年分所得税の定額減税に関するご案内

「令和6年度税制改正の大綱」(令和5年12月22日閣議決定)において税制改正の内容が決定され、この大綱に沿った国税の改正法案が成立・施行された場合には、令和6年分所得税について定額減税が実施されることとなります。

～定額減税制度とは～

1 制度の概要

令和6年分所得税の納税者である居住者を対象(注:合計所得金額が1,805万円以下の方のみ)として、次の①及び②の金額の合計額を、令和6年分所得税額から控除

- ① 所得者本人…3万円
- ② 同一生計配偶者及び扶養親族(※)…1人につき3万円

※ 所得者と生計を一にする配偶者及び親族等で合計所得金額が48万円以下の居住者

2 定額減税の実施方法

- 給与所得者に対する実施
 - ・ 令和6年6月以後最初に支払う給与・賞与に係る源泉徴収税額から減税
 - ・ 年末調整で、給与・賞与における減税額を踏まえた精算
- 公的年金受給者に対する実施
 - ・ 令和6年6月以後最初に支払う公的年金(老齢年金)に係る源泉徴収税額から減税
 - ・ 必要に応じて、確定申告で6月以降の減税額を踏まえた精算
- 不動産所得・事業所得者等に対する実施
 - ・ 原則として、確定申告で減税
 - ・ 予定納税対象者については、予定納税の通知の機会に減税



定額減税特設サイト



定額減税Q&A

重要!!

給与を支払う事業者のみなさまへ

定額減税は、令和6年6月1日以後最初に支払う給与等から実施!!

給与支払者向けの説明会の開催について

【事前予約要】

年月日	時間	定員	開催場所	電話予約申込先
令和6年3月28日(木)	15:00～16:00	80名	新宮商工会議所	公益社団法人 新宮納税協会 TEL: 0735-22-3698
令和6年4月12日(金)	14:00～15:00	20名	新宮納税協会	
令和6年4月25日(木)	14:00～15:00	20名	新宮納税協会	
令和6年5月13日(月)	14:00～15:00	20名	新宮納税協会	
令和6年5月28日(火)	14:00～15:00	20名	新宮納税協会	

LINE 予約

はこちらから
予約できます



国税庁 LINE 公式アカウント